労災保険における歯科診療費請求のポイント

～適正請求と円滑な審査のために～

兵庫労働局 労働基準部 労災補償課

1 労災保険の対象となる治療

労災保険は、業務災害または通勤災害による負傷・疾病の治療を対象としています。

対象となる治療

✅ 労災事故により損傷した歯牙・顎口腔部の治療

対象とならない治療

❌ う蝕（虫歯）・歯周病などの私傷病の治療
❌ 予防処置
❌ 審美目的の治療
❌ 労災傷病と関係のない治療

※労災傷病と私傷病が混在する場合は、治療内容及び費用を区分してください。

2 労災歯科治療の基本原則

「原状回復」が原則

労災保険では、受傷前の状態へ回復するために必要な治療が給付対象です。

対象外となる例

- 審美目的の治療
- 予防処置
- 労災傷病と関係のない治療
- 受傷前を超える機能・審美性の向上

3 診療費請求時の留意事項

診療単価

1 点＝12 円

労災特掲料金

初診料、再診料及び労災再診時療養指導管理料は、労災保険特掲料金の算定となります。

重複算定に注意

労災再診時療養指導管理料は、次の管理料と重複算定できません。

- 歯科疾患管理料
- 歯科特定疾患療養管理料
- 周術期等口腔機能管理料 等

療養の給付請求書取扱料

✅ 新規受診時のみ算定可
❌ 転医始診時は算定不可

4 必要書類

区分	初回受診	転医
業務災害	様式第 5 号	様式第 6 号
通勤災害	様式第 16 号の 3	様式第 16 号の 4

提出書類

- 診療費請求書
- 診療費請求内訳書
 （内訳書には健康保険等で使用している歯科診療報酬明細書の添付）
- 送付書

※添付漏れや様式誤りが見受けられますのでご確認ください。

5 よくある請求誤り

☐ 初診料・再診料を健康保険点数で請求
☐ 労災再診時療養指導管理料との重複算定
☐ 転医始診で療養の給付請求書取扱料を算定
☐ 私傷病部分を含めて請求
☐ レセプトを複数月分まとめて請求
☐ 添付書類漏れ・様式誤り

6 歯冠修復・欠損補綴の留意点

受傷前の状態確認が重要です

審査において次の事項を確認することがあります。

☐ 天然歯
☐ 修復歯
☐ クラウン装着歯
☐ ブリッジ装着歯
☐ 保険診療か自費診療
☐ 使用材料

原状回復の考え方

判断のポイント

受傷前と同じ状態へ回復する治療かどうか

給付対象となる例

受傷前	受傷後	取扱い
メタルボンド	メタルボンド	○

給付対象とならない例

受傷前	受傷後	取扱い
金属冠	オールセラミック	×
保険 CR	自費 CR	×

労災保険は「より良い歯にする制度」ではなく、受傷前の状態へ戻す制度です。
患者希望によるグレードアップ治療は、原則として給付対象外となります。

7 保険外補綴について

メタルボンド、オールセラミック、ハイブリッドセラミック等は一定の条件の下で取り扱われます。

条件

✓ 原状回復であること
✓ 医学的必要性があること

請求方法

医療機関がレセプト請求するものではなく、被災労働者本人による償還払い請求となります。

区分	使用様式
業務災害	様式第 7 号（1）
通勤災害	様式第 16 号の 5（1）

8 円滑な審査のために

診療録・レセプトには、できるだけ次の事項をご記載ください。

☑ 受傷状況
☑ 負傷歯
☑ 受傷前の状態
☑ 治療内容
☑ 治療計画
☑ 使用材料
☑ 治療方法選択の医学的理由

お問い合わせ

兵庫労働局 労働基準部 労災補償課
または最寄りの労働基準監督署